

阪地ま第165号
令和元年 7月30日

阪南市自治基本条例推進委員会
委員長 新川 達郎 様

阪南市長 水野 謙



阪南市自治基本条例に基づく協働の指針の策定について（諮問）

平成29年5月に貴委員会より提出のあった「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」において、協働の推進の項目において、市民との協働のまちづくりを進めていくためには、職員が率先して協働の重要性について理解が必要であることから職員の育成や、市民の協働のまちづくりへの理解と関心を深めるための方法などを検討されたい旨の提言を受けております。

協働の指針の策定に際しては、多様化・複雑化する地域課題の解決に向け、行政だけでなく、市民、地縁団体、NPO、市民公益活動団体、企業など多様な主体が、協働のまちづくりを行っていく必要があると考えております。

これらのことを踏まえ、阪南市自治基本条例推進委員会条例第2条第1項に基づき、協働の指針の策定に関して、同条第2項の規定により、下記の事項を貴委員会に諮問いたします。

記

1. 協働の指針の策定に関する基本的な事項